

5つの分野

<p>「食べる」 ～ホンモノのある食生活</p>	<p>「働く」 ～働く人を大切にす雇用</p>	<p>「作る」 ～子どもやお年寄りに優しい 質の高い製品と施設づくり</p>	<p>「守る」 ～暮らしの安心を守るルールづくり</p>	<p>「暮らす」 ～地域コミュニティ、 安心生活空間の再生</p>
<p>1. 食品表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加工食品の表示の信頼向上(原材料供給者にもJAS法の表示を義務付け)(19年度中、JAS法告示改正) ○「食品表示特別Gメン」の新設等不正表示の監視取締体制強化(20年度、増員) ○監視取締体制の一層の強化のため、関係機関の情報共有(20年度) ○消費者向け情報提供活動の強化(19年度中) 	<p>1. 安心・納得して働ける環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日雇派遣の労働者等の雇用安定(19年中、労働者派遣制度の見直し) ○有期契約労働者の正社員への転換促進等(20年度、奨励金新設) ○パート労働者と正社員の均衡待遇のため、雇用管理の専門家を配置(20年度) 	<p>1. 製品・施設の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業の自主リコール実施の際の基準など分野横断的指針の策定(20年度、指針策定) ○ヒヤリ・ハット情報も含む事故情報の関係機関での共有(20年度、事故情報データバンク構築) ○経年劣化による重大事故発生の防止(20年、消費生活用製品安全法施行準備) 	<p>1. 悪徳商法の根絶に向けた制度整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制対象の限定列举方式から原則適用方式への転換、消費者団体訴訟制度の導入等(次期通常国会、特定商取引法) ○個品割賦購入あっせん事業の参入規制等(次期通常国会、割賦販売法) ○一定の不当表示に対する課徴金の創設、消費者団体訴訟制度の導入(次期通常国会、景品表示法) ○取り消すことができる勧誘行為や、無効となる契約条項の拡大(20年度検討、消費者契約法見直し) ○第三者機関がサービス事業者の認証を行う上でのガイドライン策定等(20年度) ○「悪徳商法関係省庁連絡会議」の設置(19年度中) 	<p>1. 地域コミュニティの持つ力の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代等の元気高齢者の能力の活用等(平成20年度) ○地域の支援担当者等を調整する者(コミュニティソーシャルワーカー)の配置(20年度) ○高齢者見守りネットワークの総合化(20年度) ○住まいと街の防犯機能向上のための取組促進(平成20年) ○伝統文化等地域の資源を活かした事業の支援(次期通常国会、新法等)
<p>2. 食品等の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング検査の充実など輸入食品に関する検疫体制の強化(20年度、増員) ○食品のトレーサビリティの普及のための調査実施(20年度) ○食器等の鉛の溶出量の基準値の厳格化(20年度、規格基準改正) 	<p>2. 仕事と生活の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(19～20年度、憲章策定等) ○長時間労働の抑制、特に長時間労働が目立つ事業場に対する重点的指導(20年度、助成金新設) ○次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画の公表、中小企業の行動計画策定促進(19年末～20年度、制度見直し) 	<p>2. 子供等に配慮した商品・施設づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○おもちゃの塗料に係る鉛の規格基準の厳格化(19年度中、規格基準改正) ○「キッズデザイン賞」の実施等、子供が事故に巻き込まれにくい製品・施設の普及啓発(20年度) ○都市公園の遊具の安全確保(19年度中、指針改訂) ○小中学校施設の耐震化(19年度～) 	<p>2. 国民生活センターの消費者トラブル解決機能の整備・充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活センターの情報収集・提供、苦情相談、商品テスト等における中核機関としての機能、裁判外紛争解決機能の整備(次期通常国会、国民生活センター法) ○消費生活センターの支援等(20年度) 	<p>2. 安心して暮らせる生活空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行者と自転車とともに安全に通行できる環境整備(20年) ○自転車の通行ルール等に関する教則改訂、違反者に対する指導取締強化(20年度) ○子育てバリアフリーの視点の取り入れなどバリアフリー化推進要綱の改定等(19年度中、要綱改定等) ○野生鳥獣被害の防止(20年度)
<p>3. 食品企業の活動の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各業界団体の自主的行動計画策定の促進、品質管理システムの導入促進(20年度) ○格付等により食品安全等に関する事業者の取組を評価・奨励する枠組み作り推進等(20年度) 	<p>3. 就職する希望を持つ全ての人の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年長フリーター等への支援などフリーターの常用雇用化(20年度) ○「地域若者サポートステーション」の拡充などニート等支援(20年度) ○実践的な職業訓練の提供とその履修証明等の交付により、就職活動を支援する「ジョブ・カード制度」構築(20年度) ○職業能力向上支援のための教育プログラム提供(20年度) ○短時間労働について新たに障害者の雇用義務の対象とする制度の見直し(次期通常国会、障害者雇用促進法) 	<p>3. 住宅の長寿命化(「200年住宅」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組(20年度、住宅金融支援機構、税制、新法) 	<p>3. 医療事故死の原因究明体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関に対する診療関連死の届出義務付け、中立的な立場から調査を行う「医療安全調査委員会(仮称)」の設置(早ければ次期通常国会、新法) 	<p>3. 生活の足の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を活用した事業を一体的に補助する制度創設(20年度)
		<p>4. 重大な事故等オンブズマン制度の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品・施設に関する事故等について、公開の場で、所管省庁の対応策等を、外部の有識者が調査審議する場の設置(20年度、重大な事故等オンブズマン制度の創設) 	<p>4. インターネット上の違法・有害情報対策等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予め同意や請求・承諾した者にも広告メール送信を認める方式の導入(次期通常国会、特定電子メール法、特定商取引法) ○プロバイダ等による違法・有害情報の自主的削除の促進(20年度) ○青少年向けフィルタリングの導入促進策取りまとめ(19年度中) ○インターネット取引における適切な広告表示のあり方等のルール検討(20年度、準則改定) 	<p>4. 地域医療の確保・救急医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時緊急的な医師派遣など地域の医師不足への対応(20年度、5項目) ○消防と医療機関の連携構築など、緊急搬送患者の受入れの確実化(20年度、2項目)
			<p>5. 事業者の社会的責任の取組促進、消費者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」を開催(20年度) ○学校教育における消費者教育の充実(19年度中、学習指導要領改訂) 	